

平成26年7月24日
少子化対策課

三重県子ども・少子化対策計画(仮称) の基本的な考え方

子ども・少子化対策計画(仮称) イメージ(案)

めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、
すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

計画推進の原則

子どもの最善の利益
を尊重する

家族形成は当事者の自由
な判断が最優先される

これまでの意識
を変える

家族の特性に応じてきめ
細かに支援する

子どもの育ち、子育てを地域社
会で支える

計画の構成

【ライフステージ毎の切れ目のない対策】

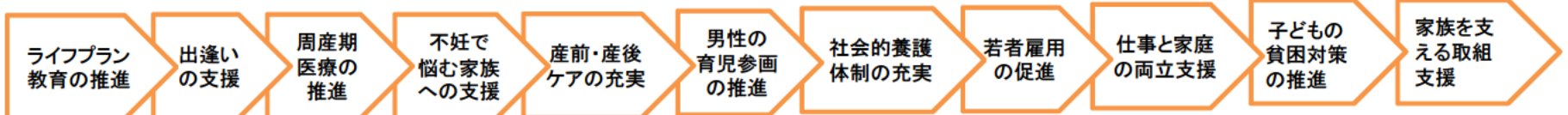
	子ども・思春期	結婚	妊娠・出産	子育て
家庭での取組	○		○	◎
地域・団体等の取組		○		○
学校での取組	◎			
企業での取組			○	○

※代表的な取組を例示

【地域・社会で支えるための環境整備】

機運の醸成、働き方の改善 等

【重点的な取組】 (例示)



1 めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、 すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

<現状>

- 「みえ県民意識調査」の結果によると、県民の幸福感は、未婚者より既婚者が高く、既婚者では子どもがいる方が高くなっている。しかし、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人ととどまっておりまた、全国的な調査では未婚者の約9割が将来結婚する意思があると答えるなど、結婚と出産について理想と現実のギャップが生じている。
- 少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題でもある。平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は少子化対策に取り組んできたが少子化に歯止めがかかっていない。人口減少社会が到来し、多くの市町が「消滅」危機にあることすら懸念される中で、自然減対策として、今、抜本的な少子化対策の強化をやらなければ手遅れになってしまう。
- 一方で、少子高齢化の進行、生活スタイルの変化、産業構造と雇用形態の変化、インターネットの普及など、社会環境の変化を背景に、家族の在り方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、いじめ・児童虐待や不登校、発達障がいが増加、先進国でも深刻な貧困状況など、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化している。

<めざすべき社会像>

- 県民の皆さんが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな阻害要因がなくなっている。
- すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、の下で（経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも）豊かに育つことができる環境整備が進んでいる。

2 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、五つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げる。

1 子どもの最善の利益を尊重する

子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼する。

2 家族形成は当事者の自由な判断が最優先される

結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まない等は(パートナーと相談しつつも)女性の自由な判断が最優先されることに留意する。

3 これまでの意識を変える

妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることはないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持つ。

4 家族の特性に応じてきめ細かに支援する

家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行い、県民が「家族の一員」として安心して暮らしていけるよう取り組む

5 子どもの育ち、子育てを地域社会で支える

子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育てを地域社会全体で支えます。

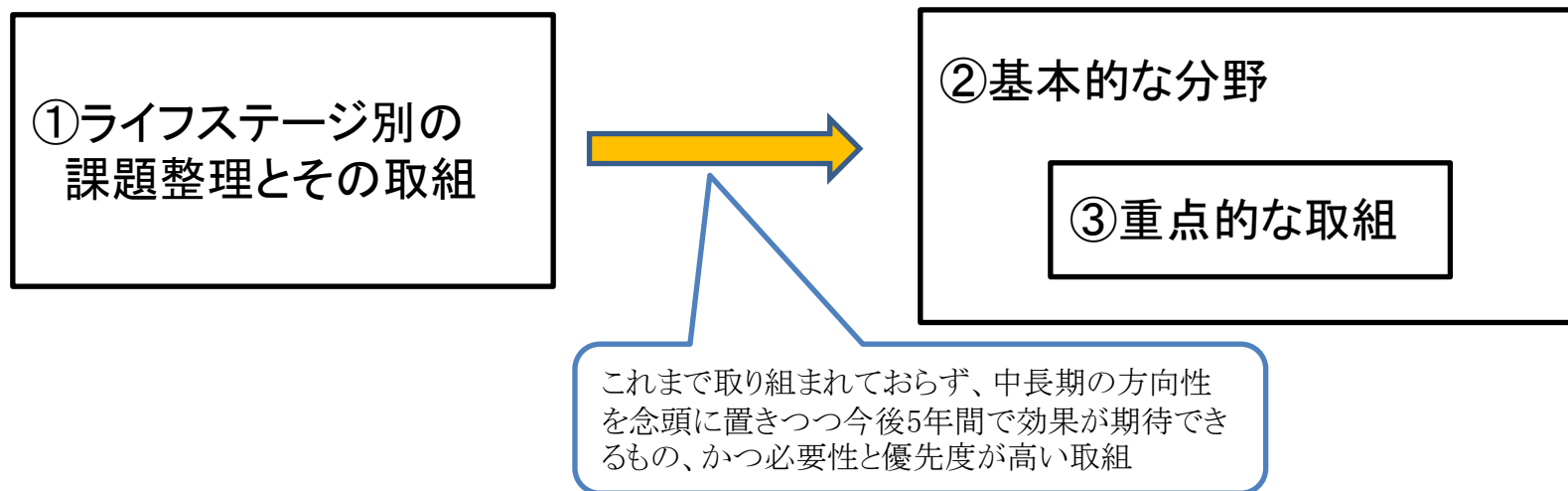
3 計画の構成

三重県が取り組むべき子ども・少子化対策(※)に関して、

①ライフステージ別に、解決すべき課題を当事者目線、地方目線で洗い出し、取組内容について、行政の役割のほか、中心となる主体ごとに整理する。

②基本的な分野ごとに、数値目標を設定し、進行管理をしていく。

③解決を図るべき課題のうち、これまで(注.平成25年度まで)取り組まれておらず、中長期的な展望のもとに、今後5年間で効果が期待でき、かつ、必要性和優先度が高い取組を、特に「**重点的な取組**」として位置付け、数値目標を設定し、主体的に進行管理をしていく。



※計画を構成する取組の考え方

1 子ども・少子化対策に関連が深い基本的な分野（女性の活躍促進など）

女性の活躍促進対策など、他の政策や計画（男女共同参画）に位置づけられるような分野であっても、取組内容が子ども・少子化対策に関連が深いものであれば、当計画に位置づける対象とする。

2 他の計画に位置づけられており、かつ、子ども・少子化対策に一部関連する分野

妊婦や子どもが安心して暮らせるまちづくりなど、他の政策や計画（ユニバーサルデザインのまちづくり等）で整理されており、子ども・少子化対策としては関連が薄いと考えられる取組については、当計画では、「別途計画に記載されている」等を示す程度にとどめる。

（注）なお、各地域における人口の流出入の相対的減少に伴う「社会減」については、この計画では対象としない。

【別紙】計画を構成する取組(案)参照

重点的な取組について（補足）

県民の結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、全ての子どもが豊かに育つ

- ①これまで取り組まれていない取組
- ②効果が期待できる取組

【子ども・思春期】

○ライフプラン教育の推進

【働き方】

○若者雇用の促進

★未婚の若者

【結婚】

○出逢いの支援

【子育て】

○男性の育児参画の推進

★育児期のマスを占めている典型的家族
（夫が主に稼ぎ、妻が主に育児）

【働き方】

仕事と家庭の両立支援

★都市部の正規雇用者同士の共働き夫婦

【妊娠・出産】

○周産期医療の推進

○不妊に悩む家族への支援

○産前・産後ケアの充実

★育児期のマスを占めている典型的家族
（夫が主に稼ぎ、妻が主に育児）

【子育て】

○社会的養護体制の充実

○家族を支える取組支援

★都市部の正規雇用者同士の共働き夫婦

【子育て】

○子どもの貧困対策の推進

「重点的な取組」の例示

【子ども・思春期】

(1) ライフプラン教育の推進

課題：核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。
また、妊娠・出産に関して、医学的な適齢期があることや不妊の原因の半分は男性にあるということがあまり知られていません。

中長期的な

【以下同じ】 方向性：家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が若い世代の間に広がっています。

想定される事業案の一例：

思春期・成人期のライフプラン教育事業

【結婚】

(2) 出逢いの支援

課題：結婚していない理由は、「出逢いが無い」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めており、結婚を望む人にさまざまな出逢いの場を提供していく必要があります。

方向性：結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、コミュニケーション能力などの支援体制が整っています。

想定される事業案の一例：みえの出逢い支援事業

【妊娠・出産】

(3) 周産期医療の推進

課題：出産の高齢化等によるハイリスク分娩に備えるとともに、NICU長期入院児等の在宅移行への支援や在宅医療・福祉体制の整備が必要です。

方向性：安心して産み育てられるように、新生児・乳幼児の医療提供体制の充実が図られています。

想定される事業案の一例：新生児・乳幼児医療対策事業

(4) 不妊で悩む家族への支援

課題：夫婦の6組に1組は不妊治療に関する相談等を行っている状況の中、不妊で悩む家族に対して、相談体制の充実、不妊治療に対する経済的支援など、きめ細かなケアを行う必要があります。

方向性：不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療や相談が受けられるようになっています。

想定される事業案の一例：特定不妊治療費助成、不妊専門相談

(5) 産前・産後ケアの充実

課題：妊産婦の孤立化が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘もあります。

方向性：必要に応じ相談・利用できる施設等の情報提供が進むとともに、育児支援者の無い産婦が休養できる地域の施設や居場所が確保されています。

想定される事業案の一例：「三重県版ネウボラ」の体制づくり

【子育て】

（6）男性の育児参画の推進

課題：夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査や、第3子になると、夫が育児参画していないと女性の出生意欲は低下するという調査結果があります。また、子どもの生き抜く力を育む親の積極的な関わりが求められています。

方向性：男性の育児参画が進むとともに、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方が広まっています。子どものときに、多くの大人に触れて社会性や職業観が育っています。

想定される事業案の一例：みえの育児男子プロジェクト、自然体験推進事業

（7）社会的養護の推進

課題：虐待を受け、「大切にされる体験」を奪われて安心感や自信を獲得できていない子どもなど、社会的養護が必要な子どもが増えており、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が必要となっています。

方向性：里親委託や施設の小規模化が進み、家庭的な養護体制の整備が進むとともに、被害を受けた子どもに対する支援体制が整い、子ども自立支援や権利擁護の取組が充実しています。

想定される事業案の一例：里親開拓プロジェクト、家庭的養護体制充実支援事業

(8) 子どもの貧困対策

課題：平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は2012年時点で16.3%と過去最悪となっています。

方向性：ひとり親家庭などの低所得や不安定な就労形態の解消が進むとともに、子育て支援が充実し、子どもの育ちへの影響が解消しつつあります。

想定される事業案の一例：職業訓練・就業就労支援事業、情報提供・相談支援事業

(9) 家族を支える取組支援

課題：核家族化、家族・地域の絆の希薄化進展に伴い、祖父母からの子育て支援や地域の見守り力が弱くなっている現状がある一方で、祖父母と同居または祖父母宅と近接しているほうが、子どもの数が多いという調査結果も現れています。
出産を契機として夫婦間が悪化する「産後クライシス」といった問題も含め、妊娠・出産・子育て期の各夫婦に適切な情報を与える相談体制づくりも必要です。

方向性：多様な「家族」の形成、維持に関して、県民のニーズに応じてきめ細かなサポートが必要とされていると考えます。

想定される事業案の一例：三世代同居支援、（ネウボラの）家族支援事業

【働き方】

(10) 若者雇用の促進

課題：平成25年度の厚生労働白書によると、非正規で働く30～34歳男性の既婚率は28.5%で、正社員の59.3%を大幅に下回る現状があり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たないという現状があります。また、結婚相手に望む条件については、女性では「経済力」を重視する割合が高く、男性においても結婚相手の「経済力」を考慮する割合が増加しています。

方向性：安定した雇用を求める方への支援が進み、若者の経済力が回復しています。

想定される事業案の一例：若者人材育成支援事業

(11) 仕事と家庭の両立支援

課題：女性の有業率は30歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。しかし、就業希望者を加えた「潜在的有業率」は、子育て期も高位で推移しており、働く意欲と能力を持つ女性の希望は叶えられていません。職場においても、管理職をはじめ、まだまだ仕事と家庭の両立意識は高くありません。

方向性：仕事と家庭の両立や仕事のブランク、スキル面での不安を解消する取組が進み、女性の再就職への支援体制が整っています。

職場の管理職は皆、「育ボス」であり、子育てに優しい企業となっています。

想定される事業案の一例：子育て女性の再チャレンジ促進、育ボス推進、企業子宝率調査

(参考)

平成26年度当初予算においては、「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げる施策のうち、少子化対策に資する下記の施策について、重点化施策として経営資源の重点配分を行っています。

- 「施策121 医師確保と医療体制の整備」
- 「施策212 男女共同参画の社会づくり」
- 「施策221 学力の向上」
- 「施策231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」
- 「施策232 子育て支援策の推進」
- 「施策332 働き続けることができる環境づくり」

計画期間

次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法等に基づき、平成27年度を開始初年度とし、平成31年度までの5年間とします。

計画の期間中であっても様々な状況の変化により、見直しが生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

【参考】

少子化の要因を捉え直し、政策ターゲットを拡げる「パラダイム転換」の必要性

<従来のパラダイム>

女性の社会進出などによって出産・育児期にも共働きを望む人(特に女性)が増えてきたが、保育所不足や育休などの両立環境が十分でないためにそれができないことを中心にわが国の少子化を招いてきた。



少子化の要因の捉え直し

若年層の雇用の劣化により結婚できない者が増えたこと及びマスを占める典型的家族において出産・育児が難しくなっていることが、わが国の少子化の主要因である。保育所不足や育休などの両立環境が十分でないために少子化がもたらされているというのは、主に都市に住む正規雇用者同士の共働き夫婦についてである。



政策ターゲットを並列に拡げる

★未婚の若者

★育児期のマスを占めている典型的家族（夫が主に稼ぎ、妻が主に育児）

★都市部の正規雇用者同士の共働き夫婦

※中京大学松田茂樹教授 第1回『三重県少子化対策推進県民会議』(H26.7.18)資料より

「夫婦の伴侶性と家族規範意識が追加出産意欲に及ぼす影響」より (内閣府経済社会総合研究所調査)

【調査結果】

- ・第2子については、夫の育児参加による違いはさほどなく、配偶者からの情緒的サポートが重要。
- ・第3子になると、夫が育児参加していないと女性の出生意欲は低下する。

【対策】

→わが国特有の長時間労働の悪弊を正し、ワーク・ライフ・バランスを改善して、男性の育児参画推進、情緒関係、共同行動（伴侶性）等が高めることが必要である。

【調査結果】

- ・親世代との同居、親世代からの非経済的な援助が、子ども世代の出生力を促進する。
(親世代からのサポートが得られない層への支援の仕組みを工夫することが何よりも肝要)
- ・夫の年収が有意な結果を持つことや、正規雇用の妻は子どもが少なく、他方、無職の妻も子どもが少ない。

【対策】

→子育てに係る経済的負担の軽減は当然のことではあるが、加えて（特に親世代からの支援が得られないカップル・夫婦に対する）非経済的な社会的サポート体制を充実・工夫することが必要である。

※ライフネット生命出口社長コラムから引用。

第3回県民意識調査結果より

- ・祖父母と同居・祖父母宅と近接しているほうが、子どもの数が多い。

子ども・少子化対策計画（仮称）のイメージ

資料1【別紙】

●子ども・少子化対策計画（仮称）

(27～31年度)

【※少子化対策推進県民会議で意見聴取】

(●現・地域少子化対策強化計画(26年度のみ)の計画)を延伸)

- ・機運醸成 ・ライフプラン教育 ・若者雇用対策
- ・子どもの貧困対策(新規) **家族支援**

●次期・次世代育成支援行動計画

- ・教育、青少年対策
- ・結婚支援
- (産前・産後ケア) ・妊産婦・乳幼児支援
- ・仕事と家庭の両立支援 **男性の育児参画**

●子ども・子育て支援事業支援計画(新規)

【※子ども・子育て会議で議論】

- ・子育て支援
- ・要保護児童対応(虐待、社会的養護、障害児)

●次期・ひとり親家庭等自立促進計画

【※社会福祉審議会で議論】

- ・ひとり親家庭支援

【他の計画で記載・進捗管理をするが、本計画にも必要な内容を記載】

【平成26年度中に並行して子ども・家庭局で策定する計画】

必要な内容を記載、反映

- 次期・健やか親子(27～36年度)
- ・母子保健全般 **【※医療審議会で議論】**

- 家庭的養護推進計画(27～41年度)
- ・家庭的養護推進関係 **【※専門の検討会で議論】**

〔事項〕

他計画と調整しつつ必要な内容を記載

- ・薬物
- ・ひきこもり
- ・周産期
- ・喫煙
- ・自殺
- ・拒食
- ・不妊支援
- ・障害児施策
- ・医師・看護師確保
- ・男女共同参画等

〔関連する計画〕

- 保健医療計画(25～29年度)
- 健康づくり総合計画(25～29年度)
- 周産期医療体制整備計画(23～27年度)
- 障がい者福祉計画(27～29年度)
- 男女共同参画基本計画

【※関連事項だが本計画では具体的内容を記載せず、他の計画で記載・進捗管理】

〔事項〕

- ・教育一般 ・いじめ
- ・食育 ・住宅
- ・インフラ ・交通安全
- ・犯罪被害防止
- ・人権 ・防災 等

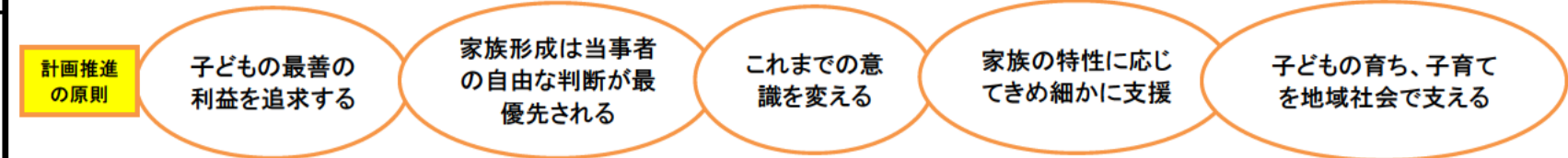
他の計画で記載(本計画には内容を記載しない)

〔関連する計画〕

- 教育ビジョン
- 住生活基本計画
- 道路整備方針
- 犯罪被害防止対策
- 人権が尊重される三重をつくる行動プラン
- 地域防災計画
- 食育推進計画
- UDのまちづくり推進計画
- 第9次交通安全計画
- 環境基本計画

【別紙】子ども・少子化対策計画(仮称)を構成する取組(案)

目標とする社会像 結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重



ライフステージ	項目案 ※色つき部分は次世代育成支援行動計画(指針)記載項目	現行計画 記載項目 「少子化」 「次世代」	新計画 記載項目案 ※着色部分を県 民会議で議論	関連が想定される計画等
子ども・思春期	●子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・次代の親の育成(フリーター、安定就労及びキャリア形成) 【重点例】ライフプラン教育の推進	少子化	○	教育ビジョン 子ども・子育て支援事業支援計画
	・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備(確かな学力向上)	次世代	×	
	・ " (豊かな心の育成)・・・多様な体験学習、いじめ・少年非行等	次世代	×	
	・ " (健やかな体の育成)	次世代	×	
	・ " (信頼される学校づくり)	次世代	×	
	・ " (幼児教育の充実)	次世代	○	
	・家庭や地域の教育力の向上(家庭教育の支援の充実)	次世代	○	
	・ " (地域の教育力の向上)	次世代	○	
	・有害環境対策の推進(有害図書、インターネット)	次世代	○	
	青少年の健全育成の推進(非行防止)	次世代	○	
	薬物乱用防止	次世代	○	
	子どもの貧困対策 【重点例】子どもの貧困対策	次世代	○	
	ひきこもり対策	次世代	○	
	●結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進(新規)	少子化	○	
	結婚	出逢い支援 【重点例】出逢いの支援	少子化	
妊娠・出産	周産期医療体制の確保・支援	少子化・次世代	○	保健医療計画・周産期医療体制整備計画
	NICU等長期入院児在宅移行支援 【重点例】周産期医療の推進	少子化	○	
	健やか親子支援(周産期からの支援ネットワーク)	少子化	○	
子育て	●地域における子育て支援 ・地域における子育てサービスの充実	次世代	○	子ども・子育て支援事業支援計画 子ども・子育て支援事業支援計画 健やか親子21、保健医療計画、健康づくり基本計画 第2次食育推進計画 健やか親子21・保健医療計画 健やか親子21 子ども・子育て支援事業支援計画 家庭的養護推進計画 ひとり親家庭等自立促進計画 障害福祉計画(みえ障がい者共生社会づくりプラン) 保健医療計画
	・保育サービスの充実	次世代	○	
	・子育て支援のネットワークづくり	次世代	○	
	・児童の健全育成(児童館、青少年教育施設の活用)		○	
	・児童の健全育成(放課後子ども総合プラン)(新規)	次世代	○	
	・地域における人材育成(新規)		○	
	子ども・子育てに関する相談の充実 【重点例】産前・産後ケアの充実	少子化・次世代	○	
	●母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ・妊産婦・乳幼児に関する保健の充実(周産期医療ネットワークの整備・母子保健)	少子化・次世代	○	
	・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実(喫煙、薬物、自殺、拒食)	次世代	○	
	・食育の推進	次世代	×	
	・小児医療の充実(特に休日夜間救急医療体制整備)	次世代	×	
	・小児慢性特定疾病対策の推進	次世代	×	
	・不妊に悩む方に対する支援の充実 【重点例】不妊で悩む家族への支援	少子化・次世代	○	
	●要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ・児童虐待防止対策の充実(児童相談所の体制強化)	次世代	○	
	・ " (市町村・関係機関との役割分担、連携推進)	次世代	○	
	・ " (重大事例の検証)	次世代	○	
	・社会的養護体制の充実(家庭的養護の推進) 【重点例】社会的養護の推進	次世代	○	
	・ " (施設機能の見直し)	次世代	○	
	・ " (家庭支援機能等の強化)	次世代	○	
	・ " (自立支援策の強化)	次世代	○	
	・ " (人材確保策の強化)	次世代	○	
	・ " (子どもの権利擁護の強化)	次世代	○	
	・ひとり親家庭等の自立支援の充実	次世代	○	
	・障がい児施策の充実	少子化・次世代	○	
	外国人の子どもへの支援	次世代	○	
	医師確保対策(子育て意思等復帰支援)	少子化	○	
	看護職員確保対策(医療勤務環境改善支援センター)	少子化	○	
	家族を支える取組支援(三世同居、祖父母力の活用) 【重点例】家族を支える取組支援		○	
男性の育児参画推進 【重点例】男性の育児参画の推進	少子化	○		
少子化対策推進県民会議	少子化	○		
少子化対策総合ウェブサイト構築	少子化	○		
みえの少子化対策を考えるフューチャーセンター 【重点例】仕事と家庭の両立支援	少子化	○		
働き方	●職業生活と家庭生活との両立の推進等 ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(広報啓発)	少子化・次世代	○	男女共同参画基本計画 DV防止及び被害保護・支援基本計画
	・ " (一般事業主行動計画に関する広報啓発)	次世代	○	
	・ " (取組企業や団体等の先進事例の情報収集・提供)		○	
	・ " (研修・コンサルタント・アドバイザーの派遣)		○	
	・ " (認定マーク・特例認定マークの周知、表彰制度等の社会的評価の推進)		○	
	・仕事と子育ての両立のための基盤整備		○	
	若者の雇用促進 【重点例】若者雇用の促進	次世代	○	
	ニート対策	次世代	○	
	若者が安心して農業参入できる環境づくり推進	少子化	○	
	新規漁業就業者定着支援	少子化	○	
	女性・若年層の低賃金対策		△	
	マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくり	少子化	○	
	男女共同参画の推進	次世代	×	
	DVの防止		×	
	就労環境の整備	次世代	△	
女性の活躍促進	次世代	△		
環境の整備	●子育てを支援する生活環境の整備 ・良質な住宅の確保		×	住生活基本計画 道路整備方針 ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 (犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例)
	・良好な居住環境の確保		×	
	・安全な道路交通環境の整備	次世代	×	
	・安心して外出できる環境の整備(公共施設・公共交通機関、建築物等のバリアフリー)	次世代	×	
	・ " (妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」)	次世代	△	
	・ " (子育て世帯にやさしいトイレ等の整備)	次世代	×	
	・ " (子育て世帯へのバリアフリー情報提供)	次世代	×	
	・安全・安心まちづくりの推進等(犯罪被害の防止)	次世代	×	
	●子ども等の安全の確保 ・交通安全を確保するための活動の推進(交通安全教育)	次世代	×	
	・ " (チャイルドシートの正しい使用の徹底)	次世代	×	
	・ " (自転車の安全利用の促進)	次世代	×	
	・子どもを犯罪被害から守るための活動の推進(情報提供)	次世代	×	
	・ " (関係機関・団体との情報交換)	次世代	×	
	・ " (防犯ボランティア・スクールサポーター制度)	次世代	×	
	・ " (防犯講習の実施)		×	
・ " (防犯ボランティアの支援)		×		
・被害にあった子どもの保護の推進	次世代	×		
その他	自然とのふれあい・環境学習の推進	次世代	×	環境基本計画
	人権の尊重		×	人権が尊重される三重をつくる行動プラン
	スポーツ・文化・生涯学習の推進	次世代	×	
	人権教育の推進	次世代	×	教育ビジョン
	防災教育の推進	次世代	×	
	防災対策の推進	次世代	×	地域防災計画